

# 防府市特別融資制度推進会議設置要領

平成7年4月1日制定

## 第1 目的

この要領は、防府市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする資金）

- ① 農業経営基盤強化資金
- ② 農業経営改善促進資金
- ③ 経営体育成強化資金
- ④ 青年等就農資金
- ⑤ スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）
- ⑥ 農業近代化資金
- ⑦ 農林漁業施設資金
- ⑧ その他推進会議が必要とする資金

## 第2 協議等事項

推進会議は、次の事項について協議等を行う。

- （1） 対象とする資金の貸付けの認定等に関すること。
- （2） 貸付対象者に対する指導・助言等に関すること。
- （3） その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関すること。

## 第3 構成

推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

（行政機関等）

- ① 防府市
- ② 防府市農業委員会
- ③ 山口県（農林水産事務所等を含む。）
- ④ 山口県農業経営・就農支援センター  
（融資機関・保証機関）

- ⑤ 山口県農業協同組合 防府とくち統括本部
- ⑥ 山口県信用農業協同組合連合会
- ⑦ (株)日本政策金融公庫
- ⑧ 山口県農業信用基金協会  
(その他)
- ⑨ その他推進会議が必要と認めるもの

#### 第4 運営等

- (1) 推進会議に会長を置く。
- (2) 会長は、防府市長をもってこれに充てる。
- (3) 会長は、推進会議を招集し、会議を主催する。
- (4) 推進会議の事務局は、防府市産業振興部農林水産振興課が担当する。
- (5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとし、イの方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。

ア 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。

#### イ 次に掲げる方法

- (ア) 推進会議は、原則として、協議等の対象となる借入申込案件に直接関係を有する構成機関全員の意見の一致により決定する。
- (イ) 推進会議は、借入申込案件の融資の可否を迅速に決定するため、原則として、文書持ち回り方式により処理を行う。
- (ウ) 地域農業振興の観点から防府市及び県（農林水産事務所等を含む。）が要請を行った場合には、会議方式により行う。

(注) 会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めるものとする。なお、会議には原則として借入希望者も出席することとするが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

(6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。

ア 必要とする借入額が3億円(法人にあつては10億円)を超える場合(ただし、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合を除く。)

(ア) 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

(イ) 特別融資制度推進会議の運営等について(平成19年6月28日付け平成19農業経営第618号。以下「運営等について」という。)第2の2の(1)のイに規定する場合

(ウ) 運営等について第2の2の(1)のウに規定する場合

イ 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる資金

(ア) 必要とする青年等就農資金(青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。)の借入額が3,700万円を超える場合

(イ) 農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。)第3の1の(2)の指導農業士(これに類するものを含む。)等による意見書及び同要綱第3の1の(4)の県による確認書又は同要綱第3の1の(4)の県による意見書(以下単に「意見書」という。)が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込み疑義があるとするものである場合

(7) (5)のアにより委任を受けた融資機関は、経営改善資金計画書等の必要書類を受理した場合、直ちに、推進会議事務局、県(農林水産事務所等を含む。)及びその他当該借入申込案件に直接関係を有する構成機関に送付する。なお、この場合においては、当該融資機関が認定等を行う前に、

経営改善資金計画書等の必要書類が、送付先に到達するよう十分に留意すること。

- (8) (5)のアにより委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、推進会議事務局、県（農林水産事務所等を含む。）及びその他当該借入申込案件に直接関係を有する構成機関に対し、速やかに認定等に係る事項を報告するものとする。
- (9) 防府市以外の市町を含んだ広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。）の内容に関する協議等については、運営等について第2の8の方針を基に、関係市町（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第6の4（1）の①に規定する関係市町をいう。）と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

## 第5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、別途推進会議が定めるものとする。
- (2) 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする（具体的には、経営改善基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」を提供することがないように留意する。）。

### 附 則

この要領は、平成7年4月1日より施行する。

### 附 則

改正後の要領は、平成13年9月10日より施行する。

附 則

改正後の要領は 平成17年11月1日より施行する。

附 則

改正後の要領は 平成19年6月28日より施行する。

附 則

改正後の要領は 平成20年7月1日より施行する。

附 則

改正後の要領は 平成20年10月1日より施行する。

附 則

改正後の要領は 平成24年4月6日より施行する。

附 則

改正後の要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成29年11月16日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和元年7月2日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

防府市特別融資制度推進会議名簿

関係機関名	住所
防府市（農林水産振興課）	防府市寿町7番1号
防府市農業委員会	防府市寿町7番1号
山口県（農林水産事務所等を含む）	山口市滝町1番1号
山口県農業経営・就農支援センター	山口市小郡下郷2139番地
山口県農業協同組合 防府とくち統括本部	防府市中央町4番1号
山口県信用農業協同組合連合会	山口市小郡下郷2139番地
(株)日本政策金融公庫 山口支店	山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口4階
山口県農業信用基金協会	山口市小郡令和3丁目1番16号